

## 取引所 F X 取引口座設定約諾書 ( O S E - F X )

カブドットコム証券株式会社 御中

私は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）が金融商品取引清算機関として金融商品債務引受業を行う対象とする取引所外国為替証拠金取引（以下「取引所 F X 取引」という。）の特徴、制度の仕組み等取引に関し、貴社から受けた説明の内容を十分把握し、私の判断と責任において取引所 F X 取引の委託を行います。つきましては、貴社に取引所 F X 取引口座を設定するに際し、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）その他の法令、取引所 F X 取引が行われる金融商品市場を開設する金融商品取引所（以下「金融商品取引所」という。）の定款、業務規程、受託契約準則、取引参加者規程、清算・決済規程、取引所外国為替証拠金取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則（以下「F X 証拠金規則」という。）、その他の規則及び決定事項、クリアリング機構の業務方法書、取引所 F X 取引に係る取引証拠金等に関する規則及び決定事項並びに慣行中、取引所 F X 取引の条件に関連する条項に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差し入れます。なお、本約諾書における用語の意義は、金融商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則及び取引所 F X 取引に関するこれら諸規則に係る特例、取引参加者規程、清算・決済規程、F X 証拠金規則並びにクリアリング機構の業務方法書及び取引所 F X 取引に係る取引証拠金等に関する規則において定めるところに従います。

（取引所 F X 取引口座による処理）

第 1 条 私が今後貴社に対して行う取引所 F X 取引の委託において、取引所 F X 取引に係る証拠金（取引証拠金及び委託証拠金を含む。）、計算上の損益金、決済に伴う損益金、その他授受する金銭をすべてこの取引所 F X 取引口座で処理すること。

（証拠金の目的）

第 2 条 証拠金は、私が貴社に対して負担する取引所 F X 取引に係る債務の履行を確保することを目的とするものであること。

2 証拠金のうち取引証拠金は、貴社がクリアリング機構に対して支払い若しくは引き渡すべき私の委託に基づく貴社の取引所 F X 取引に係る債務の履行を確保すること及び私が貴社に対して負担する取引所 F X 取引に係る債務の履行を確保することを目的とするものであること。

3 前項の規定にかかわらず、貴社が F X 非清算参加者である場合には、証拠金のうち取引証拠金は、貴社の指定 F X 清算参加者がクリアリング機構に対して支払い若しくは引き渡すべき私の委託に基づく貴社の指定 F X 清算参加者の取引所 F X 取引に係る債務の履行、貴社が貴社の指定 F X 清算参加者に対して支払い若しくは引き渡すべき私の委託に基づく貴社の取引所 F X 取引に係る債務の履行及び私が貴社に対して負担する取引所 F X 取引に係る債務の履行を確保することを目的とするものであること。

（取引証拠金及び委託証拠金）

第 3 条 私がこの取引所 F X 取引口座を通じて貴社に差し入れた証拠金は、貴社が保管するのではなく、私の代理人である貴社（貴社が F X 非清算参加者である場合には、貴社及び貴社の指定 F X 清算参加者）が、私の委託に基づく未決済約定に係る取引証拠金としてそのままクリアリング機構に直接預託し、クリアリング機構で保管されること。

2 前項の規定にかかわらず、私が別に書面による同意をした場合は、私が預託した証拠金について、次の各号のいずれかに定める方法により、これに相当する金銭が差換預託されることがあり得ることについて異議のないこと。

(1) 私が預託した証拠金を貴社が委託証拠金として保管し、これに相当する貴社自身が所有する金銭が取引証拠金としてクリアリング機構に差換預託される方法

(2) 貴社が F X 非清算参加者である場合において、私が預託した証拠金を貴社が委託証拠金として保管し、これに相当する貴社自身が所有する金銭又は代用有価証券が F X 非清算参加者証拠金として貴社の指定 F X 清算参加者に預託され、当該 F X 非清算参加者証拠金に相当する貴社の指定 F X 清算参加者自身が所有する金銭が取引証拠金としてクリアリング機構に差換預託される方法

（代理人）

第 4 条 私は、貴社（貴社が F X 非清算参加者である場合には、貴社及び貴社の指定 F X 清算参加者）を代理人としてクリアリング機構に対する私の取引証拠金の預託及びその返戻を行うこと。

2 前項に定める代理は、以下を条件とすること。

(1) 私は、前項に定める代理人の解任をしないこと。

(2) 貴社に対し第20条第1項第1号又は第3号の事由により同条第1項に定める支払不能による売買停止等が行われた場合は、前項に定める貴社の代理権は消滅すること。

(3) 貴社が F X 非清算参加者である場合において、貴社に対し、第20条第1項第2号又は第4号の事由によ

り同条第1項に定める支払不能による売買停止等が行われたときは、前項に定める貴社の指定F X清算参加者の代理権は消滅すること。

- 3 私の取引証拠金の預託及びその返戻については、貴社（貴社がF X非清算参加者の場合には、貴社及び貴社の指定F X清算参加者）以外の者を代理人としないこと。

（取引証拠金及び委託証拠金の返還請求権）

第5条 次の各号に掲げる取引証拠金及び委託証拠金に対する返還請求権は、私が貴社に対して負担する取引所F X取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額（以下「未履行債務額」という。）を控除した額に相当する部分について、私が有すること。

- (1) 私が差し入れた取引証拠金が直接預託された場合

貴社の直接預託分の取引証拠金（F X清算参加者委託分の取引証拠金（直接預託分））又はF X非清算参加者委託分の取引証拠金（直接預託分）をいう。以下同じ。）のうち、私が貴社（貴社がF X非清算参加者の場合には、貴社及び貴社の指定F X清算参加者）を代理人としてクリアリング機構に預託したのと同額の金銭

- (2) 私が委託証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託された場合

私が預託した委託証拠金及び貴社の差換預託分の取引証拠金（F X清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分））又はF X非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）をいう。以下同じ。）のうち、私が預託した委託証拠金に相当する額の金銭

- 2 前項の規定により、私が有する取引証拠金に対する返還請求権は、クリアリング機構に対して私が直接行使することができず、私の代理人である貴社（貴社がF X非清算参加者の場合には、貴社及び貴社の指定F X清算参加者）を通じてのみ行使できること。
- 3 貴社がF X清算参加者である場合においては、第1項に規定する私の未履行債務額（貴社がクリアリング機構に対して支払い又は引き渡すべき私の委託に基づく取引所F X取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除する。）に相当する部分の取引証拠金に対する返還請求権は、貴社が有すること。
- 4 貴社がF X非清算参加者である場合においては、第1項に規定する私の未履行債務額に相当する部分の取引証拠金に対する返還請求権は、貴社が貴社の指定F X清算参加者に対して支払い又は引き渡すべき私の委託に基づく取引所F X取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した部分について貴社が有し、当該未履行部分について貴社の指定F X清算参加者が有すること。

（差換預託分の取引証拠金に関する返還請求権）

第6条 私が委託証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託された場合は、次の各号に異議のないこと。

- (1) 私が取引証拠金の全部又は一部の返還請求権を行使した場合には、私が預託した委託証拠金が返還されること。
- (2) 第3条第2項に規定する差換預託が行われた場合において、私が委託証拠金の全部又は一部の返還を受けたときは、当該返還を受けた委託証拠金に相当する額の限度で、私の有する取引証拠金の返還請求権が貴社に移転すること。

（証拠金の代用有価証券の範囲）

第7条 証拠金の預託を有価証券をもって代用する場合には、貴社は、金融商品取引所及びクリアリング機構の規則又は規則に基づく措置により定める範囲のうち貴社が応じられる範囲において有価証券を受け入れることに異議のないこと。

- 2 前項の場合における有価証券の代用価格の計算に係る時価（金融商品取引所及びクリアリング機構の規則に基づき決定される時価）に乗すべき率については、金融商品取引所及びクリアリング機構の規則又は規則に基づく措置により定める率を超えない率として貴社が設定する率とすることに異議のないこと。

（取引の取消し）

第8条 過誤のある注文により取引所F X取引が成立した場合において、金融商品取引所がその規則に基づき、取引所F X取引の取消しを行ったときは、その措置に従うこと。

- 2 天災地変その他のやむを得ない理由により金融商品取引所のシステム上の取引記録が消失した場合において、当該金融商品取引所が取引所F X取引の取消しを行ったときは、その措置に従うこと。
- 3 私が貴社に委託した取引所F X取引の取消しが行われた場合には、当該取り消された取引に係る私の貴社に対する権利及び義務は初めから発生しなかったものとされることに異議のないこと。
- 4 私は、金融商品取引所が取引所F X取引を取り消したことにより損害を被った場合においても、過誤のある注文を発注したF X取引参加者に対して、当該発注に際して故意又は重過失が認められる場合を除き、その損害の賠償を請求しないこと。
- 5 私は、金融商品取引所が取引所F X取引を取り消したことにより損害を被った場合においても、金融商品取引所に対して、故意又は重過失が認められる場合を除き、その損害の賠償を請求しないこと。

（決済条件の変更）

第9条 金融商品取引所又はクリアリング機構が、天災地変、経済事情の激変その他やむを得ない理由に基づ

いて、取引所 F X 取引に係る決済日の変更等の決済条件の変更を行った場合には、その措置に従うこと。

(清算数値等の変更等)

第10条 取引所 F X 取引における清算数値又はスワップポイント基準値に誤りがあると認められた場合において、クリアリング機構がクリアリング機構の規則に基づき、清算数値又はスワップポイント基準値の変更を行ったときは、その措置に従うこと。

2 私が、取引所 F X 取引において、清算数値若しくはスワップポイント基準値の算出若しくは配信の不能、遅延若しくは誤り又は清算数値若しくはスワップポイント基準値の変更により損害を被った場合においても、貴社、金融商品取引所及びクリアリング機構に対してその損害の賠償を請求しないこと。ただし、貴社、金融商品取引所又はクリアリング機構に故意又は重過失が認められる場合にあっては、当該故意又は重過失が認められる者に対する請求はこの限りではない。

3 取引所 F X 取引の対象となる金融指標が金融商品取引所において上場廃止となった場合又は取引の停止となった場合の処理については、金融商品取引所の定める方法により処理されても異議のないこと。

(期限の利益の喪失)

第11条 私について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴社から通知、催告等がなくても貴社に対する取引所 F X 取引に係る債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済すること。

(1) 支払いの停止又は破産手続開始、再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。

(2) 手形交換所又は電子記録債権法(平成19年法律第102号)第2条第2項に規定する電子債権記録機関

の取引停止処分を受けたとき。

(3) 私の貴社に対する取引所 F X 取引に係る債権又はその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が発送されたとき。

(4) 私の貴社に対する取引所 F X 取引に係る債務について差し入れている担保の目的物について差押又は競売手続の開始があったとき。

(5) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当又は類する事由に該当したとき。

(6) 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、貴社に私の所在が不明となったとき。

2 次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴社の請求によって貴社に対する取引所 F X 取引に係る債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済すること。

(1) 私の貴社に対する取引所 F X 取引に係る債務又はその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき。

(2) 私の貴社に対する債務(取引所 F X 取引に係る債務を除く。)について差し入れている担保の目的物について差押又は競売手続の開始(外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当又は類する事由に該当した場合を含む。)があったとき。

(3) 私が貴社との本約諾又はその他一切の取引約定のいずれかに違反したとき。

(4) 前3号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

(期限の利益を喪失した場合等における取引所 F X 取引の転売又は買戻し)

第12条 私が前条第1項各号のいずれかに該当したときは、私が貴社に設定した取引所 F X 取引口座を通じて処理されるすべての取引所 F X 取引につき、それを決済するために必要な転売又は買戻し(これらの委託を含む。)を、私の計算において貴社が任意に行うことに異議のないこと。

2 私が前条第2項第1号に掲げる債務のうち、取引所 F X 取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、当該取引所 F X 取引が行われた金融商品取引所の規則により、当該遅滞に係る取引所 F X 取引を決済するために必要な転売又は買戻しを、私の計算において貴社が任意に行うことに異議のないこと。

3 私が前条第2項各号のいずれかに該当したときは、貴社の請求により、貴社の指定する日時までに、私が貴社に設定した取引所 F X 取引口座を通じて処理されるすべての取引所 F X 取引を決済するために必要な転売又は買戻しを、貴社に委託して行うこと(前項の規定により貴社が転売又は買戻しを行う場合を除く。)

4 前項の日時までに、私が転売又は買戻しの委託を行わないときは、貴社が任意に、私の計算においてそれを決済するために必要な転売又は買戻しを行うことに異議のないこと。

5 私の計算による未決済の取引所 F X 取引について、相場の変動等によって生ずる私の損失を限定することを目的として、あらかじめ貴社と同意して設定した条件に該当することとなったときは、私が貴社に設定した取引所 F X 取引口座を通じて処理されるすべての取引所 F X 取引を決済するために必要な転売又は買戻しを、貴社が任意に私の計算において行うことに異議のないこと。

6 前各項の転売又は買戻しを行った結果、損失が生じた場合には、貴社に対して、その額に相当する金銭を直ちに支払うこと。

(貴社に増担保等措置が実施された場合の措置)

第13条 貴社が、クリアリング機構から増担保等措置（クリアリング機構の業務方法書第29条の2に規定する措置をいう。以下同じ。）を受けた場合（貴 がF X非清算参加者の場合には、クリアリング機構の業務方法書第29条の2第2項の規定による措置を貴 の指定F X清算参加者から受けた場合）であって、私の委託に基づく未決済約定が当該措置の事由と密接な関係を有しているときは、貴社が当該措置に従うために必要な範囲内で私に対して次の各号に掲げる措置を行うことに異議のないこと。

- (1) 証拠金の額の引き上げ
- (2) 証拠金を有価証券をもって代用する場合における貴社が指定する銘柄の限定
- (3) 証拠金を有価証券をもって代用する場合の代用価格の計算における時価に乗すべき率の引下げ

（貴社にポジション保有状況の改善指示が行われた場合における建玉の移管）

第14条 私が正当な理由なく前条の措置に従わないことによって、貴社がクリアリング機構から業務方法書第29条の3の規定に基づきポジション保有状況の改善指示（以下「改善指示」という。）を受けた場合（貴社がF X非清算参加者である場合には、貴社のF X指定清算参加者からクリアリング機構の業務方法書第45条の2第1項の規定に基づき要請を受けた場合）には、貴社が、私の委託に基づく未決済約定について、転売若しくは買戻し又は貴社以外のF X取引参加者への引継ぎを要請することがあり得ることに異議のないこと。

- 2 前項の貴社からの要請があった場合において、私が貴社以外のF X取引参加者に当該未決済約定の引継ぎ（以下「建玉の移管」という。）を希望するときは、私が当該F X取引参加者に対して、建玉の移管について申し込み、その承諾を受けなければならないことに異議のないこと。
- 3 私が前項の貴社以外のF X取引参加者の承諾を受けた場合において、私はその旨を貴社に通知したときは、貴社は、建玉の移管について、クリアリング機構（貴社がF X非清算参加者である場合には、貴社の指定F X清算参加者）の承認を求めること。
- 4 前項のクリアリング機構（貴社がF X非清算参加者である場合には、貴社の指定F X清算参加者）の承認又は否認があった場合には、貴社は、その旨を私に連絡すること。

（貴社に改善指示が行われた場合における取引所F X取引の転売又は買戻し）

第15条 貴社が、私に対して、あらかじめ、合理的な猶予期間を定めて前条第1項の要請をしたにもかかわらず、私が正当な理由なく当該要請に応じなかった場合であって、貴社が他の方法により当該改善指示に適合するべく合理的な努力を行ってもなお当該改善指示に適合できないとき（貴社がF X非清算参加者である場合には、クリアリング機構の業務方法書第45条の2第1項の規定に基づく要請に適合するべく合理的な努力を行ってもなお当該要請に適合できないとき）は、私が貴社に設定した取引所F X取引口座を通じて処理されるすべての取引所F X取引につき、私の計算において、それを決済するために必要な転売又は買戻しを合理的に必要と認められる範囲内で行うことに異議のないこと。

- 2 前項の転売又は買戻しを行った結果、私が損害を被った場合であっても、貴社及びクリアリング機構（貴社がF X非清算参加者である場合には、貴社、貴社の指定F X清算参加者及びクリアリング機構）に対してその損害の賠償を請求しないこと。ただし、貴社、貴社の指定F X清算参加者及びクリアリング機構に故意又は重過失が認められる場合にあつては、当該故意又は重過失が認められる者に対する請求はこの限りではない。

（委託証拠金等の処分）

第16条 私が取引所F X取引に関し、貴社に対し負担する債務を所定の時限までに履行しないときは、通知、催告を行わず、かつ、法律上の手続によらないで、次の各号に掲げるものを、私の計算において、その方法、時期、場所、価格等は貴社の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当されても異議なく、また当該弁済充当を行った結果、残債務がある場合は直ちに弁済を行うこと。

- (1) 私が委託証拠金として預託した代用有価証券
- (2) その他金融商品取引に関し、貴社が占有し、又は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）に基づく口座に記録している私の有価証券及びその他の動産

（差引計算）

第17条 期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、貴社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と私の貴社に対する取引所F X取引に係る債権その他一切の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも貴社は相殺することができること。

- 2 前項の相殺ができる場合には、貴社は事前の通知及び所定の手続を省略し、私に代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできること。
- 3 前2項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権債務の利率については貴社の定める利率によるものとし、取引所F X取引に係る貴社に対する債務の遅延損害金の率については、当該取引所F X取引が行われた金融商品取引所の定める率によるものとし、貴社に対するその他の債務の遅延損害金の率については、貴社の定める率によるものとする。

( 弁済等充当の順序 )

第18条 債務の弁済又は前条の差引計算を行う場合、私の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、貴社が適当と認める順序方法により充当することができること。

( 遅延損害金の支払い )

第19条 私が取引所 F X 取引に関し、貴社に対する債務の履行を怠ったときは、貴社の請求により、貴社に対し履行期日の翌日より履行の日まで、当該取引所 F X 取引が行われた金融商品取引所の定める率による遅延損害金を支払うことに異議のないこと。

( 支払不能による売買停止等の場合の措置 )

第20条 次の各号のいずれかの事由により、金融商品取引所の取引参加者規程の規定に基づき貴社の取引所 F X 取引 ( 有価証券等清算取次ぎによるものを除く。 ) 又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止 ( 以下「支払不能による売買停止等」という。 ) が行われ、当該金融商品取引所が貴社の顧客の委託に基づく未決済約定について引継ぎ又は転売若しくは買戻し ( これらの委託を含む。以下同じ。 ) を行わせることとした場合において、私が貴社以外の当該金融商品取引所が指定する F X 取引参加者に当該未決済約定の引継ぎ ( 以下「支払不能による売買停止等時の建玉の移管」という。 ) を行おうとするときは、当該金融商品取引所の定めるところにより、私が当該 F X 取引参加者のうちの者に当該支払不能による売買停止等時の建玉の移管について申し込み、当該金融商品取引所が定める日時までにその承諾を受けなければならないことに異議のないこと。

- (1) 貴社が支払不能となり又はそのおそれがあると認められたことその他特に必要があると認められたこと。
- (2) 貴社が F X 非清算参加者である場合において、貴社の指定 F X 清算参加者が支払不能となり又はそのおそれがあると認められたことその他特に必要があると認められたこと。
- (3) 貴社が改善指示に違反したこと。
- (4) 貴社の指定 F X 清算参加者が改善指示に違反したこと。

2 前項の支払不能による売買停止等時の建玉の移管を行う場合には、私が移管先の F X 取引参加者 ( 以下「移管先 F X 取引参加者」という。 ) に取引所 F X 取引口座を設定しなければならないこと。

3 第1項の場合において、私が私の委託に基づく未決済約定の転売又は買戻しを希望するときは、同項に規定する金融商品取引所の定めるところにより、当該金融商品取引所が定める日時までに、貴社に対しその旨を指示しなければならないことに異議のないこと。

4 第1項の場合において、同項に規定する金融商品取引所が定める日時までに、私が第1項の承諾を受けておらず、かつ、前項の指示を行わなかったときは、私の委託に基づく未決済約定は、当該金融商品取引所の定めるところにより、私の計算において任意に転売又は買戻しが行われることに異議のないこと。

5 前各項の規定にかかわらず、私が、次の各号 ( 第1項第1号の事由に該当していない場合は、第2号を除く。 ) のいずれかに該当した場合は、私の委託に基づく未決済約定は、第1項に規定する金融商品取引所の定めるところにより、私の計算において任意に転売又は買戻しが行われることに異議のないこと。

- (1) 私が支払不能による売買停止等の前に、第11条に定めるところにより期限の利益を失ったとき。
- (2) 私が貴社の子会社・親会社であり、かつ、当該金融商品取引所により支払不能による売買停止等時の建玉の移管を行うことが適当でないと認められたとき。

( 差換預託の場合の証拠金の取扱い )

第21条 貴社について支払不能による売買停止等が行われた場合において、私が委託証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託されていたときは、第5条第1項第2号の規定にかかわらず、次の各号のいずれか小さい方の額につき、私の未履行債務額を控除した額に相当する部分について、私が取引証拠金の返還請求権を有することに異議のないこと。

- (1) 私が預託した委託証拠金に相当する額
- (2) 貴社がクリアリング機構に預託している差換預託分の取引証拠金を、私を含む貴社の各顧客が貴社に預託した委託証拠金に相当する額に応じてあん分した額

2 前項の場合において、私の有する返還請求権は、クリアリング機構が各顧客の返還請求権の額の計算につき要する相当の期間を経過するまではこれを行行使得ず、またクリアリング機構が相当の注意をもってなした返還請求権の額の決定に従うものであること。

( 建玉の移管に係る証拠金の取扱い )

第22条 第20条第1項の支払不能による売買停止等時の建玉の移管が行われた場合には、次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のないこと。

- (1) 私が差し入れた取引証拠金が直接預託されていたときは、移管先 F X 取引参加者 ( 移管先 F X 取引参加者が F X 非清算参加者である場合には、当該移管先 F X 取引参加者及びその指定 F X 清算参加者 ) を代理人として取引証拠金を預託していたものとみなされること。
- (2) 私が委託証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託されていたときは、前条第1項の規定により私が返還

請求権を有する額について、移管先F X取引参加者（移管先F X取引参加者がF X非清算参加者である場合には、当該移管先F X取引参加者及びその指定F X清算参加者）を代理人として取引証拠金を預託していたものとみなされること。

- (3) 第5条第1項に定める取引証拠金返還請求権は、同条第2項の規定にかかわらず、代理人たる移管先F X取引参加者（移管先F X取引参加者がF X非清算参加者である場合には、当該移管先F X取引参加者及びその指定F X清算参加者）を通じてのみ行使できること。

（差換預託の場合の特則）

第23条 第20条第1項の支払不能による売買停止等時の建玉の移管が行われた場合において、私が委託証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託されていたときは、次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のないこと。

- (1) 私が貴社に預託した委託証拠金の返還を移管先F X取引参加者（移管先F X取引参加者がF X非清算参加者である場合には、当該移管先F X取引参加者及びその指定F X清算参加者）に求めることはできないこと。
- (2) 前条第3号の規定により取引証拠金返還請求権を行使した場合は、第6条第1号の規定にかかわらず、前条第2号の規定により取引証拠金として預託していたものとみなされる額に相当する額の金銭の返還がなされること。この場合において、当該金額を限度として、私の委託証拠金の返還請求権が消滅すること。
- (3) 私が前号の規定により取引証拠金の返還を受ける前に、貴社（貴社がF X非清算参加者である場合には、貴社又は貴社の指定F X清算参加者）から委託証拠金の全部又は一部の返還を受けた場合は、その限度で、私が有する第5条第1項に定める取引証拠金返還請求権が貴社（貴社がF X非清算参加者である場合には、貴社又は貴社の指定F X清算参加者）に移転すること。

（支払不能による売買停止等時の建玉の移管が行われなかった場合の証拠金の取扱い）

第24条 金融商品取引所により、貴社について支払不能による売買停止等が行われ、当該金融商品取引所が顧客の委託に基づく未決済約定について引継ぎ又は転売若しくは買戻しを行わせることとした場合（私の委託に基づく未決済約定について第20条第1項の支払不能による売買停止等時の建玉の移管が行われた場合を除く。）には、第5条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のないこと。

- (1) 私が差し入れた取引証拠金が直接預託されていたときは、第5条第1項第1号に掲げる金銭につき、クリアリング機構の定めるところにより、クリアリング機構に対して直接返還請求が行えること。
- (2) 私が委託証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託されていたときは、第21条第1項第2号の規定により私が返還請求権を有する額に相当する額の金銭につき、クリアリング機構の定めるところにより、クリアリング機構に対して直接返還請求が行えること。この場合において、当該金額を限度として、貴社に対する委託証拠金の返還請求権が消滅すること。
- (3) 私が前号の規定により取引証拠金の返還を受ける前に、貴社（貴社がF X非清算参加者である場合には、貴社又は貴社の指定F X清算参加者）から委託証拠金の全部又は一部の返還を受けた場合は、その限度で、私が有する前号に定める取引証拠金返還請求権が貴社（貴社がF X非清算参加者である場合には、貴社又は貴社の指定F X清算参加者）に移転すること。

（支払不能による売買停止等に伴う請求）

第25条 金融商品取引所により、貴社について支払不能による売買停止等が行われた場合において、この約諾書に定める取扱いその他の当該金融商品取引所又はクリアリング機構の定める規則に基づき行われる取扱いにより、私が損害を被った場合であっても、移管先F X取引参加者、当該金融商品取引所及びクリアリング機構（貴社がF X非清算参加者である場合には、貴社の指定F X清算参加者、移管先F X取引参加者、当該金融商品取引所及びクリアリング機構）に対してその損害の賠償を請求しないこと。ただし、貴社の指定F X清算参加者、移管先F X取引参加者、当該金融商品取引所及びクリアリング機構に故意又は重過失が認められる場合にあっては、当該故意又は重過失が認められる者に対する請求はこの限りではない。

（債権譲渡等の禁止）

第26条 私がクリアリング機構及び貴社（貴社がF X非清算参加者である場合には、クリアリング機構、貴社、及び貴社の指定F X清算参加者）に対して有する債権は、これを他に譲渡又は質入れしないこと。

（証拠金の利息その他の対価）

第27条 私が取引所F X取引に関し、貴社に証拠金として差し入れ又は預託する金銭又は代用有価証券には、利息その他の対価をつけないこと。

（委託時間）

第28条 貴社への取引所F X取引の委託は、貴社が定めた取扱時間内に行うこと。

（報告）

第29条 第11条第1項各号及び同条第2項各号のいずれかの事由が生じた場合には、貴社に対し直ちに書面をもってその旨の報告をすること。

(届出事項の変更届出)

第30条 貴社に届け出た氏名若しくは名称、印章若しくは署名鑑又は住所若しくは事務所の所在地その他の事項に変更があったときは、貴社に対し直ちに書面をもってその旨の届出をすること。

(報告書等の作成及び提出)

第31条 私は、貴社が日本国の法令、金融商品取引所又はクリアリング機構の規則等に基づき要求される場合には、私に係る取引所F X取引の内容その他を、日本国の政府機関、当該金融商品取引所又はクリアリング機構(貴社がF X非清算参加者である場合は、日本国の政府機関、当該金融商品取引所又は貴社の指定F X清算参加者)等宛に報告することに異議のないこと。この場合、私は、貴社の指示に応じて、かかる報告書その他の書類(電磁的記録を含む。次項において同じ。)の作成に協力すること。

2 前項の規定に基づき行われたかかる報告書その他の書類の作成及び提供に関して発生した一切の損害については、貴社は免責されること。

(免責事項)

第32条 天災地変等の不可抗力その他正当な事由により、私の請求に係る取引証拠金又は委託証拠金等の返還が遅延した場合に生じた損害については、貴社及びクリアリング機構(貴社がF X非清算参加者である場合には、貴社、貴社の指定F X清算参加者及びクリアリング機構)がその責めを負わないこと。

2 前項の事由による取引証拠金又は委託証拠金等の紛失、滅失、き損等の損害についても貴社及びクリアリング機構(貴社がF X非清算参加者である場合には、貴社、貴社の指定F X清算参加者及びクリアリング機構)がその責めを負わないこと。

3 貴社が、諸届その他の書類に使用された印影又は署名を届出の印鑑又は署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については貴社がその責めを負わないこと。

4 金融商品取引所における取引所F X取引の立会時間内であるにもかかわらず、貴社の取扱時間外であるために、貴社に対して取引所F X取引の委託ができないことにより生じた損害については、貴社がその責めを負わないこと。

5 証拠金所要額の計算の不能、遅延若しくは誤り又は変更によって生じた損害については、貴社、金融商品取引所及びクリアリング機構がその責めを負わないこと。

(通知の効力)

第33条 私が貴社に届け出た住所又は事務所にあて、貴社、金融商品取引所又はクリアリング機構によりなされた取引所F X取引に関する諸通知が、転居、不在その他私の責めに帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとすること。

(適用法)

第34条 本約諾は、日本国の法律により支配され、解釈されるものとすること。

(合意管轄)

第35条 私と貴社との間の取引所F X取引に関する訴訟については、貴社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから貴社が管轄裁判所を指定することができること。

(電磁的方法による書面の授受)

第36条 貴社は、その用いる電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令第57条の3に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。)の種類及び内容を提示し、私の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、第3条第2項、第29条及び第30条に規定する書面(印章又は署名鑑の変更に係るものを除く。)の受入れに代えて、電磁的方法により、当該書面によるべき同意を得ること若しくは報告又は届出を受けることができること。この場合において、貴社は私から当該書面によるべき同意を得たもの若しくは報告又は届出を受けたものとみなされること。

2 私が、前項の規定による承諾をした後に、書面又は電磁的方法により、電磁的方法による同意、報告又は届出を行わない旨の申出をした場合(私が再び前項の規定による承諾をした場合を除く。)は、貴社は、前項の規定に基づき電磁的方法により受けることができることとした書面によるべき同意を得ないこと若しくは報告又は届出を受けないこと。

(有価証券)

第37条 この約諾書において、有価証券とは、法第2条第1項に規定する有価証券及び同条第2項の規定によ

り当該有価証券とみなされる権利をいうこと。

( F X取引取次者の遵守事項 )

第38条 私が F X取引取次者である場合は、私は F X取引申込者に対して金融商品取引所の諸規則を遵守させることとし、当該金融商品取引所から要請があるときは、私の取次業務に関する資料を貴社を通じて又は直接当該金融商品取引所に提出すること。

2 私が F X取引取次者である場合は、次の各号に掲げる事項について貴社に対して通知すること。

(1) 私が貴社に委託した取引所 F X取引が F X取引申込者の委託に基づくものである場合は、その旨

(2) 前号の場合において、私が貴社に差し入れ又は預託する証拠金について、私が F X取引申込者から差し入れを受けた取引証拠金若しくは委託証拠金又は私が F X取引申込者から取次証拠金の預託を受けて私が差し換えた取引証拠金若しくは委託証拠金の別

3 私が F X取引取次者である場合は、F X取引申込者との間で、証拠金に対する権利及び返還に関する事項その他この約諾書及び F X証拠金規則の規定に準じた事項を内容とする契約を締結すること。

4 取引所 F X取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託した F X取引参加者を当該取引所 F X取引の取次ぎを行う者とみなして、前3項の規定を適用すること。

( 情報の提供について )

第39条 私の計算による取引所 F X取引の取引内容及び当該取引に係る証拠金の内容を確認するために必要な情報について、当該情報を貴社が金融商品取引所及びクリアリング機構に提供することについて異議のないこと。

#### 【告知書】

私は、貴社における FX 取引（外国為替証拠金取引）を行うにあたり、所得税法 224 条の 5（先物取引の差金等決済をする者の告知）に基づく告知として、貴社に届出ている氏名、住所をもって告知する。

\* 本告知は、貴社ウェブサイトにて電磁的方法にて確認することにより、告知書を提出することとする。

付 則

この約諾書は、平成 26 年 3 月 24 日から施行する。